

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

千葉県”一人ひとりの働きたい”をかなえる「働き方改革」推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県

3 地域再生計画の区域

千葉県の全域

4 地域再生計画の目標

平成 25 年の千葉県における 1 か月あたりの総実労働時間は 139.8 時間と全国平均（145.5 時間）より短くなっているものの、所定外労働時間は 10.6 時間と全国平均と同水準となっている。一方、平成 24 年の千葉県の週の労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合は、10.2%と全国平均（9.6%）より多く、全国で 5 位（多い順）となっており、正社員等一般労働者と非正規労働者間におけるいわゆる労働時間分布の長短 2 極化の傾向がより強いことが窺える。

また、平成 24 年就業構造基本調査によると、25～44 歳の育児をしている女性の都道府県別有業率が、千葉県は全国で 4 番目に低く、2011 年 10 月から 2012 年 9 月の県内の介護離職者数（看護による離職を含む）は、前年同期比約 36%増の約 5,700 人で、過去 5 年間で最多となっており、企業や労働者にとって、育児や介護しながらでも働き続けることができる職場環境が必要である。

そのため、千葉で働くすべての人が、意欲と能力を生かし、安心していきいきと働き続けることができる職場環境の実現を目指すため、長時間労働の削減や休暇の取得促進、多様な働き方の推進などに取り組む県内企業を支援することにより、子育てや介護しながらでも”一人ひとりの働きたい”がかなう、誰もが働きやすい千葉県を目指す。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
「働き方改革」アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数 (平成 28 年度はヒアリング実施企業数)	10 社	20 社	20 社
アドバイザー認定数	0 人	25 人	0 人
地域相談会実施回数	0 回	0 回	2 回

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

短時間勤務や在宅勤務など多様で柔軟な働き方の普及や長時間労働の削減等を図るとともに、企業の生産性の向上や質の高い労働者の確保につなげる「働き方改革」を推進するため、働き方改革アドバイザーの養成、企業への派遣・相談支援等を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 地方創生推進交付金【A3007】

① 事業主体

千葉県

② 事業の名称：

千葉県”一人ひとりの働きたい”をかなえる「働き方改革」推進事業

③ 事業の内容

<働き方改革に関して企業の実態把握のためのヒアリング調査>

(平成 28 年度)

経営相談窓口と連携協力し、経営相談に訪れた企業の中から働き方改革に関心を持った様々な業種の企業を対象に、長時間労働や多様で柔軟な働き方の導入等「働き方改革」に関する現状や課題、取組状況についてヒアリングを行い、翌年度に実施する養成講座やセミナーの内容に反映させるため、ヒアリング結果をまとめた報告書を作成する。

<働き方改革アドバイザーの養成、セミナー開催、アドバイザー派遣>

(平成 29 年度)

国の作成するカリキュラム・教材を活用しながら、ヒアリング結果の報告書を踏まえ、まず働き方改革アドバイザー養成講座を実施し、アドバイザーを認定する。併せて、働き方改革に関して企業意識の醸成を図るセミナーを開催し、セミナー参加企業に対し、働き方改革アドバイザーの活用を促す。また、アドバイザー派遣を希望する企業に対し、アドバイザーが企業を訪問し、課題解決の手法の提案、助言等アドバイザーによるコンサルティングを行う。各企業は、課題に応じた目標を設定し、その成果を明確にする。

<アドバイザー派遣及びフォローアップ、優良企業の県内教育機関・県内企業向け広報>

(平成 30 年度)

働き方改革アドバイザー派遣を実施をしつつ、派遣事業を利用した企業へのフォローアップを行う。さらに、積極的に地域に出向き、地域相談会を開催するとともに、働き方改革に取り組んだ企業の成果・課題等をまとめた好事例集を作成し、教育機関や企業等に配付するなどにより、働き方改革の全県への波

及を促進する。また、次年度以降の事業の自立化に向けた見直しを行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

アドバイザー派遣による事業効果（「働き方改革」を通じた働きやすい職場環境の実現、人材確保・定着）を広く示すことにより、アドバイザー派遣等を希望する企業が後が続くことが想定される。そのため、行政による支援のほか、費用の一部を企業からの負担金で賄うことにより、「働き方改革」にかかる事業を継続していく。

【官民協働】

国、県、労使団体及び金融機関による「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において、長時間労働の抑制、休暇の促進、多様な働き方の導入等の「働き方改革」推進のための情報共有や意識の醸成を図っていくとともに、働き方改革の取組により、企業にとって経営改善・生産性向上の相乗効果が図れることの認識を広める。

【政策間連携】

働き方改革による働きやすい職場づくりは経営力向上につながることから、中小企業が抱える経営・金融等の問題解決に対応する相談窓口など経営支援施策と連携することにより、中小企業の経営基盤の強化を図る。

また、働きやすい職場づくりが実現した企業の情報を県内教育機関に積極的に発信することにより、就労に安心感と信頼性を付与することや、県外からの移住・転職希望者に紹介やマッチングを行うことにより、地域に必要な人材の確保を図る。

【地域間連携】

長時間労働削減や多様な働き方の推進など働き方改革をテーマとする講演会を政令市の千葉市と連携して開催するなど、県と政令市が協働して、それぞれの両立支援の取組に活かす。

⑤ 重要事業評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
「働き方改革」アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数 (平成 28 年度はヒアリング実施企業数)	10 社	20 社	20 社
アドバイザー認定数	0 人	25 人	0 人

地域相談会実施回数	0回	0回	2回
-----------	----	----	----

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、産学金労言で構成する「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において、地方創生推進交付金事業にかかるK P Iの達成状況などを評価し、結果を県ホームページ等に掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
 総事業費 34,500千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 中小企業人材採用サポート事業

事業概要: 中小企業団体が大学等教育機関と連携し、セミナー開催、企業実習を行うことにより、企業の人材確保と学生の就職・地元定着を図る。

実施主体: 千葉県

事業期間: 平成28年度～平成30年度

(2) 多様な働き方普及推進事業

事業概要: 広く一般県民に向けて、多様な働き方やワークライフバランスに関するセミナー開催等普及啓発事業を実施する。

実施主体: 千葉県

事業期間: 平成28年度

(3) ジョブサポートセンター事業

事業概要: 主に子育て中の女性及び中高年齢者の就労支援を行う。

実施主体: 千葉県

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な見直しを行う。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
「働き方改革」アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数 (平成 28 年度はヒアリング実施企業数)	10 社	20 社	20 社
アドバイザー認定数	0 人	25 人	0 人
地域相談会実施回数	0 回	0 回	2 回

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

「千葉県地方創生総合戦略推進会議」による効果検証後、県ホームページ等に掲載する。